

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

## 評価実施機関名

大阪府泉南市長

## 公表日

令和5年5月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。</p> <p>・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書の確認</p> <p>②支給要件に必要な各種情報の照会</p> <p>③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会</p> <p>④転入前の児童扶養手当台帳情報照会</p> <p>⑤進達事務</p> <p>⑥児童扶養手当情報の照会</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報ファイル 受給者情報ファイル 所得情報ファイル 支払情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第57項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第31条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第57、65項 並びに内閣府・総務省令第七号 第31条、第36条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子ども部家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部デジタル推進課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-429-9092
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子ども部家庭支援課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3472

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 5 ②所属長	生活福祉課長 東野 雅毅	生活福祉課長 灰野 隆	事後	
平成28年12月27日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年5月31日時点	事後	
平成28年12月27日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年5月31日時点	事後	
平成31年4月25日	評価実施機関による担当部署	生活福祉課長 灰野 隆	生活福祉課長	事後	
平成31年4月25日	II-1 いつの時点の計数か	平成28年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	II-2 いつの時点の計数か	平成28年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	IV リスク対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和3年1月12日	I-5-①部署	健康福祉部生活福祉課	健康子ども部家庭支援課	事後	
令和3年1月12日	I-5-②所属長	生活福祉課長	家庭支援課長	事後	
令和3年1月12日	I-8連絡先	健康福祉部生活福祉課 大阪府泉南市榎井一丁目1番1号 電話 072-483-3474	健康子ども部家庭支援課 大阪府泉南市榎井一丁目1番1号 電話 072-483-3472	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二の74、75の項 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26、30、87の項	・番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の項 ・番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、87の項	事後	根拠法令の見直しによる
令和5年1月24日	I 関連情報 1. ②事務の概要	(*)子育てワンストップサービスを導入する場合	(*)サービス検索・電子申請機能を導入する場合	事前	
令和5年1月30日	I 関連情報 1. ③システムの名称	サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年5月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当に関する事務の処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格情報 ②年金保険情報 ③金融機関情報 ④給付管理等 なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ③システムの名称 申請管理システムを追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年5月23日	I-7請求先	総務部総務課 大阪府泉南市榎井一丁目1番1号 電話 072-483-0001	総務部デジタル推進課 大阪府泉南市榎井一丁目1番1号 電話 072-429-9092	事後	